

秋田県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

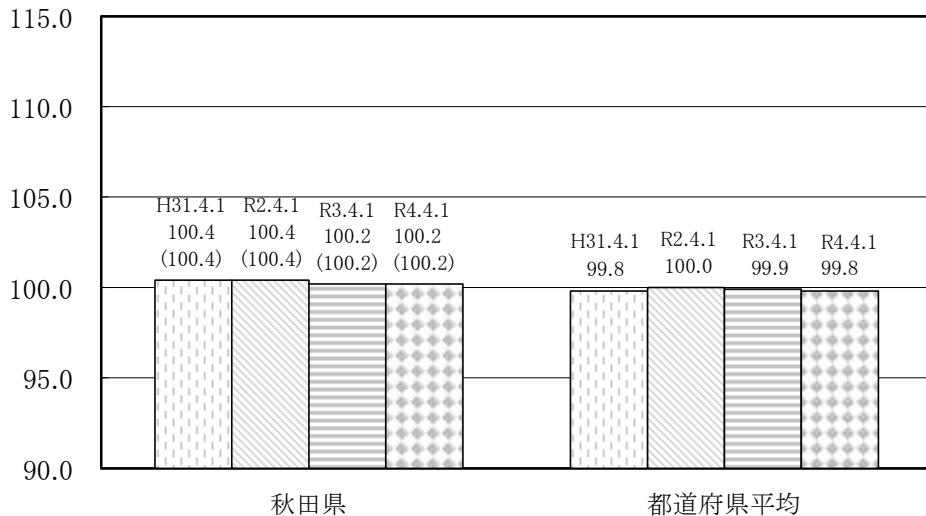
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)前年度の 人件費率
令和3年度	人 956,836	千円 656,143,335	千円 16,615,121	千円 135,483,223	% 20.6	% 20.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 14,667	千円 64,085,995	千円 10,077,356	千円 23,329,489	千円 97,492,840	千円 6,647	千円 6,821

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由等

ラスパイレス指数が100を超えているのは、これまでの給与制度の取扱いが国とは一部異なっていること等によるものと考えているが、ラスパイレス指数の低下に向けて給与制度の適正化に取り組んでいるところである。
 職員の給与については、国、他の地方公共団体、民間の賃金水準等との均衡を考慮した人事委員会の勧告を踏まえ、今後とも適切な措置を講じていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和4年度	361,163 円	360,537 円	626 円 (0.17 %)	0.17%	0.17%	0.30 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	4.29 月	4.20 月	0.09 月	0.10 月	4.30 月	4.40 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期)
平成28年1月1日

(内容)
行政職給料表については、国に準じた見直しを行うため、人事院が勧告した俸給表を基本とした上で一定の調整を図ることとする本県人事委員会勧告のとおり改定。激変緩和のため、3年間(平成30年12月31日までの経過措置(現給保障)を実施。
また、他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて同様の見直しを実施。(医療職給料表(一)を除く)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び本県の支給割合)

(支給割合)
国と同様に見直しを実施。(県内の支給対象地域なし)
(参考)

	各年度の支給割合									
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
		4月1日時点	遡及改定後							
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
秋田県の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年1月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
秋田県	43.1 歳	325,400 円	391,555 円	355,966 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
都道府県平均	42.6 歳	320,171 円	411,612 円	361,937 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
秋田県	54.0 歳	222 人	322,600 円	364,328 円	337,963 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	53.8 歳	78 人	345,700 円	401,132 円	366,670 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	52.3 歳	229,200 円	1.75
うち用務員	55.5 歳	86 人	317,100 円	334,146 円	328,764 円	用務員	—	—	—
うち守衛	57.3 歳	4 人	305,700 円	352,400 円	308,888 円	警備員	45.8 歳	222,100 円	1.59
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.8 歳	165 人	313,167 円	367,801 円	344,216 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
秋田県	—	—	—
うち自動車運転手	6,407,284 円	3,209,200 円	2.00
うち用務員	5,473,252 円	—	—
うち守衛	5,493,000 円	2,919,400 円	1.88

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和元年～令和3年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
秋田県	48.0 歳	397,400 円	440,858 円
都道府県平均	44.8 歳	370,141 円	431,828 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
秋田県	47.5 歳	378,500 円	410,974 円
都道府県平均	42.1 歳	354,106 円	409,261 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
秋田県	38.8 歳	319,900 円	417,790 円	348,620 円
国	41.1 歳	320,437 円	—	379,615 円
都道府県平均	38.8 歳	325,987 円	465,679 円	374,920 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	181,928 円	182,200 円
	高 校 卒	149,610 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,992 円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校 教 育 職	大 学 卒	203,675 円	—
	高 校 卒	—	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	203,675 円	—
	高 校 卒	—	—
警 察 職	大 学 卒	211,830 円	211,400 円
	高 校 卒	172,364 円	173,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

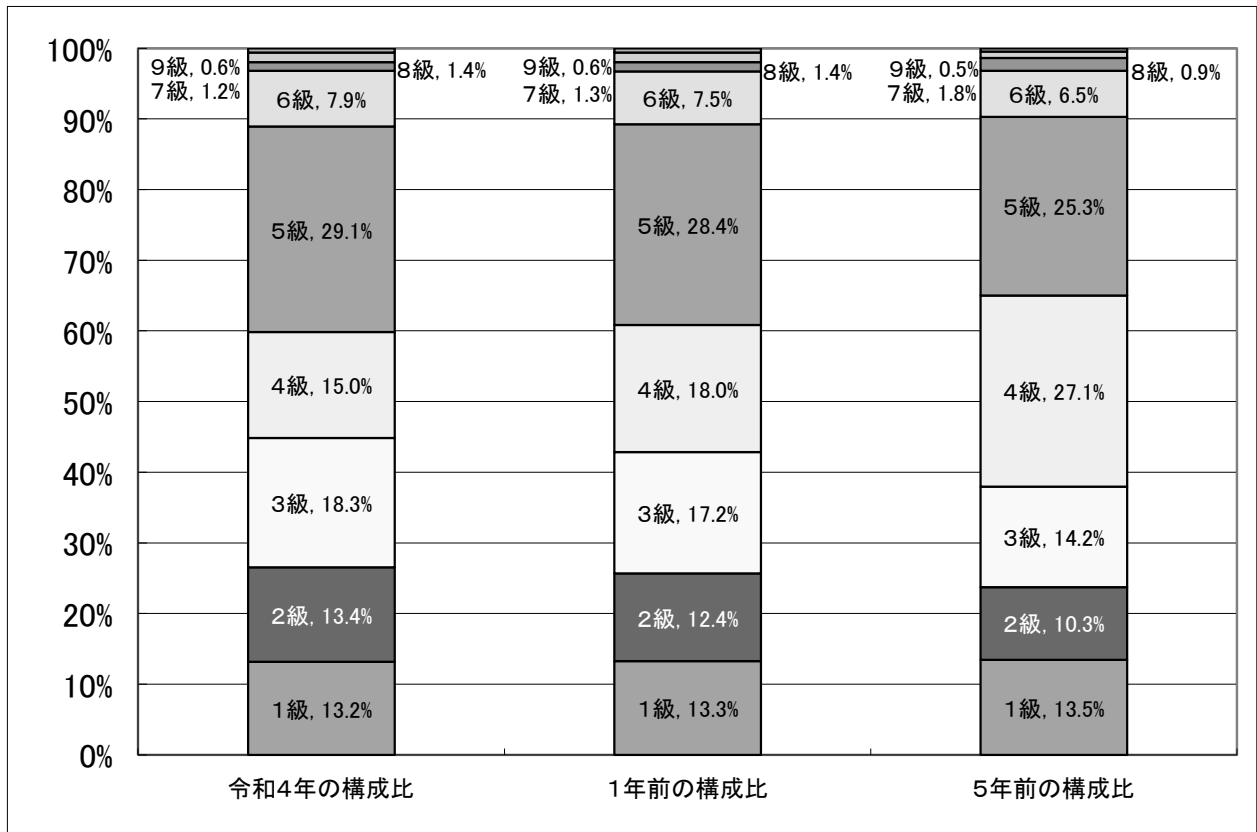
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,200 円	350,900 円	388,600 円	396,200 円
	高 校 卒	225,200 円	297,600 円	361,700 円	387,100 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	323,500 円	—
	中 学 卒	—	—	—	354,200 円
高等学校 教 育 職	大 学 卒	315,100 円	393,100 円	425,300 円	435,500 円
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	316,000 円	389,900 円	416,000 円	424,600 円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	289,800 円	386,200 円	414,100 円	411,600 円
	高 校 卒	257,600 円	342,000 円	379,200 円	396,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

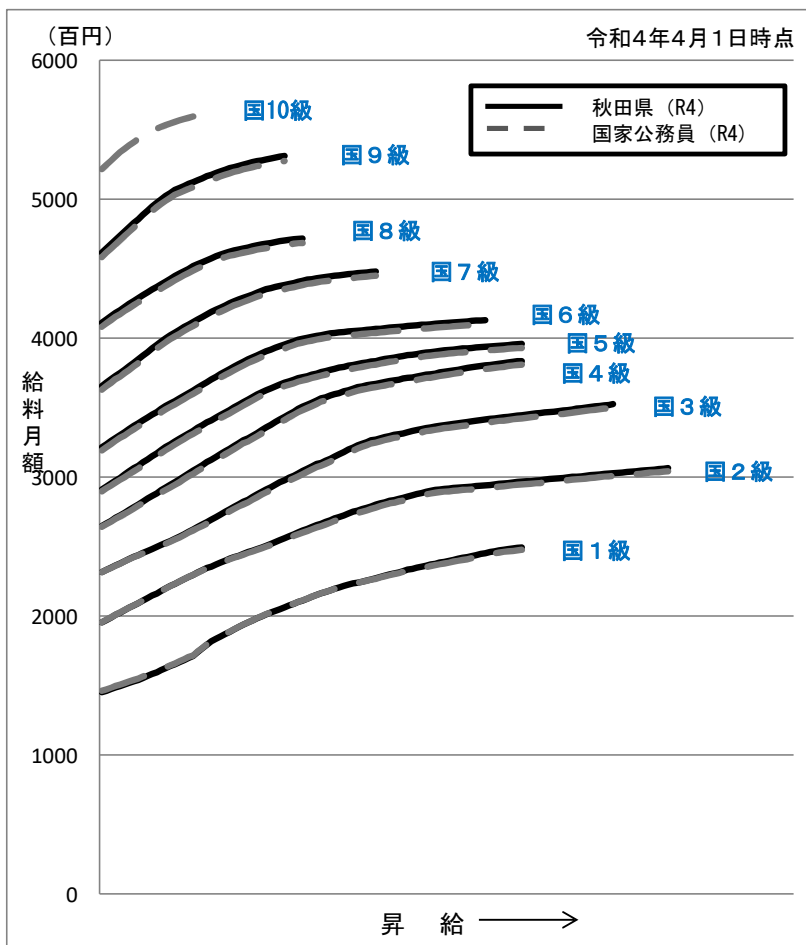
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9 級	本庁部長	21 人	0.6 %	461,517 円	531,087 円
8 級	本庁次長	52 人	1.4 %	410,875 円	471,786 円
7 級	本庁課長	44 人	1.2 %	365,367 円	447,925 円
6 級	本庁課長・主幹	290 人	7.9 %	321,370 円	412,989 円
5 級	主幹・副主幹	1,071 人	29.1 %	290,864 円	395,672 円
4 級	副主幹・主査	553 人	15.0 %	264,788 円	383,590 円
3 級	主査・主任	672 人	18.3 %	231,564 円	352,380 円
2 級	主事・技師	493 人	13.4 %	195,319 円	306,268 円
1 級	主事・技師	484 人	13.2 %	145,079 円	249,283 円

- (注) 1 秋田県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成比の合計は、端数処理の関係で合計しても100%にならないことがある。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（秋田県）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

秋 田 県		国	
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,602 千円		—	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.35 月分	1.85 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.30) 月分	(0.90) 月分	1.45 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算5~20%、管理職加算15~25%		役職加算5~20%、管理職加算10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(秋田県)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

秋 田 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	2,434 千円	21,586 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		48,335 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		710,813 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	26 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	2 人	16 %
愛知県名古屋市	15 %	4 人	15 %
愛知県豊田市	16 %	1 人	16 %
福岡県福岡市	10 %	2 人	10 %
宮城県仙台市	6 %	2 人	6 %
その他(医師)	16 %	22 人	16 %
平均支給率	17.2 %	—	17.2 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
支給実績(令和3年度決算)			618,661 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			122,400 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)			36.0 %	
手当の種類(手当数)			29	
県税業務手当	税務課及び総合県税事務所の職員	県税の賦課、徴収、滞納処分等	912 千円	1日850円～1,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所の職員等	社会福祉に関する指導監督等	11,381 千円	1日650円～1,000円 又は1月11,800円～20,000円
精神保健業務手当	保健師等	精神保健に関する指導業務等	103 千円	1日280円
防疫等業務手当	保健所の職員等	感染症の病原体に汚染されたものの処理作業等	6,596 千円	1日290円～380円 又は1月12,500円
麻薬取締業務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	0 千円	1日850円～1,000円
公害防止業務手当	保健所の職員等	ばい煙、汚水の調査等	236 千円	1日280円～320円
有害薬剤等取扱手当	研究機関の職員等	有害薬剤の取扱作業等	562 千円	1日290円
特殊現場作業手当	地域振興局建設部の職員等	高所における作業等	329 千円	1日220円～450円
病虫害防除手当	病虫害防除所の職員	植物防疫法の業務	2,492 千円	給料月額の8%
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所の獣医師	家畜保健衛生所法の業務	3,463 千円	1月12,500円
種雄家畜取扱等作業手当	畜産試験場の職員等	自然交配、精液採取作業等	105 千円	1日230円
乗船作業手当	船員等	漁業取締業務等	197 千円	1日380円～550円
潜水手当	水産振興センターの職員等	潜水作業等	31 千円	1時間310円～1,500円
職業訓練手当	技術専門校の職業訓練指導員	職業訓練業務	16,308 千円	給料月額の10%
用地交渉等手当	地域振興局建設部の職員等	用地交渉業務	178 千円	1日650円～1,000円
道路上作業手当	地域振興局建設部の職員等	交通が遮断されていない道路上で行う道路の維持修繕作業等	866 千円	1日300円
災害応急作業等手当	警察職員等	東日本大震災に対処するための作業等	562 千円	1日350円～40,000円
講師手当	教育職員以外の職員	講師業務	652 千円	1時間400円
学校職員手当	学校職員	異なる課程の授業等	98 千円	1時間700円等
教育業務連絡指導手当	県立学校の教務主任等	教育に関する指導助言等	55,235 千円	1日200円
教員特殊業務手当	学校職員	学校管理下において行う緊急業務、クラブ活動指導業務等	188,587 千円	1日1,800円～8,000円
多学年学級担当手当	市町村立学校職員	2学年以上の児童生徒で編成された学級における授業又は指導	1,318 千円	1日350円
警察職員手当	警察職員	犯罪捜査等	117,487 千円	1日560円等
航空手当	警察職員等	回転翼航空機の操縦等	9,257 千円	1時間1,900円～5,100円
農用機械機具操作手当	研究機関等の現業職員	農用機械機具の操作	596 千円	1日280円
廃鶏処理作業手当	畜産試験場の現業職員	50羽以上の鶏のと殺処分	0 千円	1回280円
公用自動車整備管理業務手当	地域振興局建設部又は秋田空港管理事務所の現業職員で道路運送車両法に規定する整備管理者である職員	道路運送車両法施行規則に規定する整備管理者業務	540 千円	1月5,000円
特殊自動車運転手当	地域振興局建設部の現業職員	特殊自動車の運転	106 千円	1日280円
除雪作業手当	地域振興局建設部の現業職員	大雪警報下での除雪作業	48 千円	1日290円

(注) 種類毎の支給実績には短時間勤務職員分が含まれていない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	2,063,030 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	358 千円
支給実績(令和2年度決算)	2,005,689 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	350 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、実際に時間外手当を支給された職員数であり、短時間勤務職員を含まない。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。(定額)	同		998,129 千円	619,956 円
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師として採用された職員に支給。(医師、歯科医師:月額414,300円以下、獣医師:月額45,000円以下)	異	国の制度では獣医師への支給はない。	62,775 千円	1,609,623 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。(月額:配偶者等3,500～6,500円、子1人当たり10,000円～15,000円)	同		1,476,006 千円	238,104 円
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給。(月額27,000円以下)	同		828,359 千円	305,781 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給。(月額:交通機関利用者55,000円以下、交通用具使用者51,400円以下)	異	本県の地理的事情を考慮して交通用具使用者に係る限度額が異なる。	1,520,101 千円	127,632 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することになった職員に支給。(月額30,000円、交通距離により加算あり)	同		157,422 千円	408,889 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。(月額:給料及び扶養手当の月額の合計額×8/100以下)	同		3,957 千円	208,252 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額×135/100)	同		396,358 千円	312,339 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額×25/100)	同		105,796 千円	170,364 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給。(勤務1回4,400円～7,400円)	同		407,820 千円	263,279 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当適用職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給。(勤務1回12,000円以下)	同		5,750 千円	151,316 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に在勤する職員に支給。(月額:7,360円～17,800円)	異	国では由利本荘市、男鹿市及びにかほ市を支給地域から除外しているが、本県では全県を支給地域としている。	908,561 千円	68,082 円
定時制通信教育手当	定時制教育及び通信制教育に従事する教育職員に支給。(月額:給料月額×5/100以下)	-	国に制度無し	30,660 千円	241,240 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
産業教育手当	高等学校の農業、工業等産業教育に従事する教諭及び実習助手に支給。(月額:給料月額×5/100以下)	-	国に制度無し	62,971 千円	230,665 円
農林漁業普及指導手当	農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給。(月額:給料月額×8/100)	-	国に制度無し	41,577 千円	349,388 円
へき地手当	へき地学校等々に勤務する職員に支給。(月額:給料及び扶養手当の月額合計額×10/100以下)	-	国に制度無し	25,925 千円	134,324 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給。(月額:8,000円以内)	-	国に制度無し	553,957 千円	75,235 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	給料月額等
給料	知事 臨時減額△20% 968,000 円 (1,210,000 円)
	副知事 臨時減額△15% 790,500 円 (930,000 円)
報酬	議長 910,000 円
	副議長 810,000 円
	議員 780,000 円
期末手当	知事 (令和3年度支給割合) 3.10 月分
	副知事 知事:臨時減額△20%、副知事:臨時減額△15%
退職手当	議長 (令和3年度支給割合) 3.10 月分
	副議長
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	知事 1,210,000円×在職月数×0.7(臨時減額△15%) 34,557,600 円 任期毎 (40,656,000円)
	副知事 930,000円×在職月数×0.45(臨時減額△10%) 18,079,200 円 任期毎 (20,088,000円)

(注) 1 給料、報酬及び退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

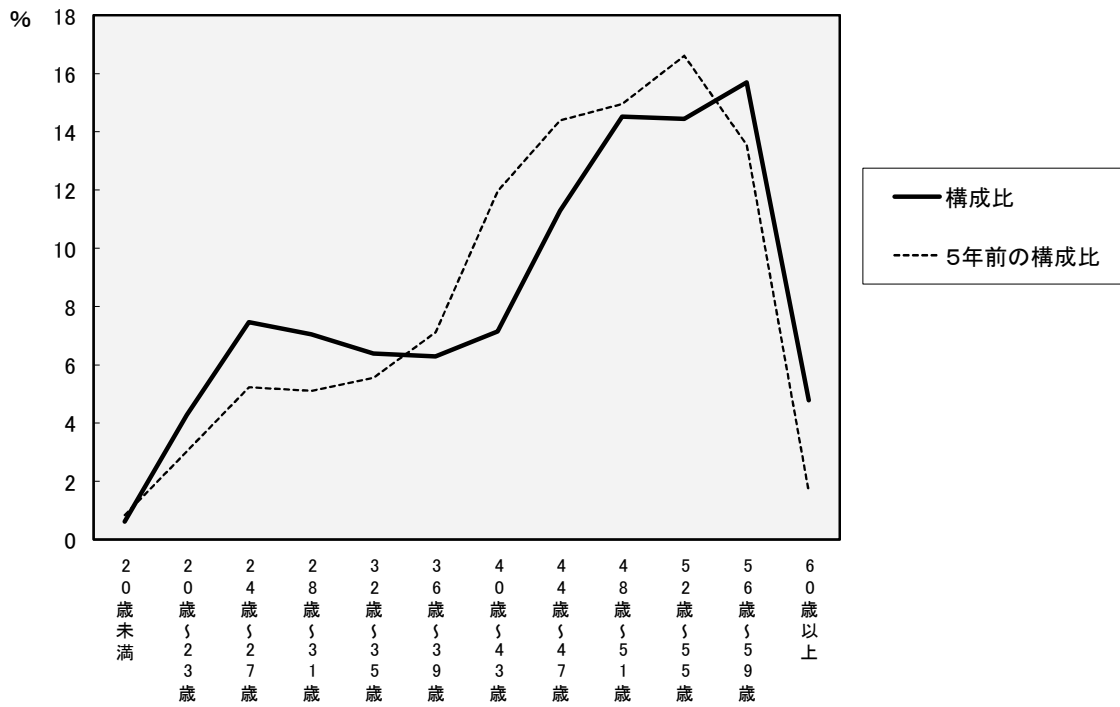
(各年4月1日現在) (単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	3,385	3,373	△ 12	業務減等
	教育部門	8,304	8,226	△ 78	児童生徒数の減少等
	警察部門	2,374	2,379	5	欠員補充
	小計	14,063	13,978	△ 85	
公会営計企業門	下水道	13	14	1	業務贈等
	その他	117	121	4	業務贈等
	小計	130	135	5	
合計		14,193 [15,423]	14,113 [15,314]	△ 80 [△109]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



職員計	14,629 人											
区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数	91 人	626 人	1,093 人	1,031 人	935 人	920 人	1,045 人	1,652 人	2,125 人	2,114 人	2,297 人	700 人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,342	3,339	3,340	3,365	3,385	3,373	31 (0.9%)
教育	8,754	8,571	8,464	8,371	8,304	8,226	△ 528 (△ 6.0%)
警察	2,359	2,375	2,371	2,370	2,374	2,379	20 (0.8%)
普通会計計	14,455	14,285	14,175	14,106	14,063	13,978	△ 477 (△ 3.3%)
公営企業等会計計	119	131	132	138	130	135	16 (13.4%)
総合計	14,574	14,416	14,307	14,244	14,193	14,113	△ 461 (△ 3.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。